

佐藤病院 身体拘束最小化のとりくみ

身体拘束に対する当院の基本方針

1. 身体拘束は原則禁止

2. 緊急やむを得ない場合 「3要件」 をすべて該当 する場合に限り行うことができる

緊急やむを得ない3要件

切迫性

患者本人または他の患者の生命
または身体が危険にさらされて
いる可能性が著しく高いこと

非代償性

身体拘束を行う以外に切迫性
を除く方法がないこと

一時性

身体拘束が必要最低限
の期間であること